

特定非営利活動法人きょうとイロ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人きょうとイロという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、性的マイノリティを中心とした生きづらさを抱える人々同士が安心してつながり、語り合い、必要な情報や支援にアクセスできる場を提供するとともに、当事者が置かれている状況や課題を市民に広く知ってもらうことにより、誰もが自分らしく、心身の健康を保ちながら、安心して生活を営むことができる地域・社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 居場所づくり及び交流の促進に関する事業
- (2) 生活・就労・健康に関する相談支援事業
- (3) 心身の健康づくりに関するサービス事業
- (4) 市民を対象としたマイノリティの理解促進事業
- (5) 調査・研究・報告、出版、及び図書・資料共有の場の設置等の情報発信事業
- (6) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、運営に参画する意思をもって入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上8人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事は正会員でなければならない。
- 3 代表理事は、理事の互選とする。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、理事がその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、議長又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 役員の職務及び報酬
- (4) 資産の管理の方法
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

（資産の管理）

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

（事業計画及び予算）

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	真嶺 弘美
理事	橋本竜二
同	濱田香
同	本田耕志
同	山本麻由
監事	小林宏美

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2028年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2027年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員 7,000円

賛助会員 2,000円

(2) 年会費

正会員（個人） 3,000円 正会員（団体） 8,000円

賛助会員 一口 3,000円（一口以上）

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

この法人は、性的マイノリティをはじめとする生きづらさを抱えた人々が、自分らしく、心身の健康を保ちながら安心して生活を営むことができる地域・社会の実現に寄与することを目的とする。

LGBTQなどの性的マイノリティの人々を取り巻く社会状況は、依然として差別や偏見が存在し、孤立や生きづらさを抱える人が少なくない。就労の継続や生活の安定が困難となるケースも多く、自殺念慮や自殺、自殺未遂の割合が相対的に高いことも指摘されている。そこには、当事者が社会の中で可視化されにくいことにより、多数派である人々がその状況や課題、自らの持つ特権性に気づきにくいという構造的な課題も存在している。

このような状況のもと、この法人は、当事者同士が安心してつながり、語り合い、必要な情報や支援にアクセスできる場を提供するとともに、当事者の周囲にいる人々や地域社会に対して理解促進のための普及啓発を行う。これにより、多様な人々が尊重される社会の実現を目指すものである。

マイノリティの人々が安心して暮らせる社会は、すべての人にとっても生きやすい社会である。本来、普遍的であるべきこの価値観を地域社会において実装していきたい。

2 申請に至るまでの経過

本団体は、トランスジェンダーの人々およびその周囲の人々が安心して交流できる場の創出を目的として、任意団体として活動を開始した。

2016年には、トランスジェンダーをはじめとするLGBTQ当事者やその周囲の人々が参加できる交流会を開始し、あわせてメールやオンラインによる個別相談事業を開始した。その後、研修・授業への講師派遣、ラジオ出演等の広報活動、京都市のプライド月間事業への参加など、活動の幅を広げてきた。さらに、2023年からは市民ぐるみ「多様な性の在り方が尊重される京都」推進ネットワークの構成員として参画し、地域社会における連携を深めている。このように活動を継続・発展させる中で、活動のさらなる充実と継続的な支援の拡大を図るため、特定非営利活動法人の設立を申請するに至った。

2026年7月23日

特定非営利活動法人きょうとイロ

氏名：真嶺 弘美

役員名簿

特定非営利活動法人きょうとイロ

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
代表理事	真 嶋 弘美		無
理事	橋本竜二		無
理事	濱田香		無
理事	本田耕志		無
理事	山本麻由		無
監事	小林宏美		無

(備考)

- 1 「氏名」，「住所又は居所」，「報酬の有無」は，全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」，「住所又は居所」の欄には，京都市特定非営利活動促進法施行条例第3条第2項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名，住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には，定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」，報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は，3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人きょうとイロ

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、任意団体から引き継いだホームページを運営する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象者の 範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
(1) 居場所づくり及び交流の促進に関する事業	イロ会（LGBTQの人やその周りの人達が参加しやすい交流会）を開催する。	(A) 12月、3月 (B) 公共施設の会議室又は飲食店スペース (C) 2人	(D) SOGIに関して話したい市民など (E) 各回15人	55
(2) 生活・就労・健康に関する相談支援事業	イロイロ相談室（メールやオンラインによる個別相談）を実施する。	(A) 随時 (B) メール、Zoomなどのオンライン (C) 2人	(D) SOGIに関する相談を希望する市民など (E) 5人	10
(3) 心身の健康づくりに関するサービス事業	LGBTQの人でも安心して健康づくり・体力づくりなどフィットネスに取り組める場の設置を検討する。	本事業年度は実施予定なし	—	—
(4) 市民を対象としたマイノリティの理解促進事業	LGBTQやSOGIに関する絵本の読み聞かせ・原画展・交流イベントの開催を検討する。	本事業年度は実施予定なし	—	—
(5) 調査・研究・報告、出版、及び図書・資料共有の場の設置等の情報発信事業	本法人ホームページにて、LGBTQやSOGIに関する書籍の紹介の準備を行う。 (4)のイベントと合わせてLGBTQやSOGIに関する書籍を配架することに向けて、情報収集を行う。	本事業年度は実施予定なし	—	—

(6)その他本 法人の目的を 達成するため に必要な事業	本事業年度は実施予定なし。	—	—	—
---------------------------------------	---------------	---	---	---

2027年度の事業計画書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人きょうとイロ

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・前事業年度から運営しているホームページの運営を継続し、SNSを活用してより周知活動を充実していくことを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
(1) 居場所づくり及び交流の促進に関する事業	イロ会（LGBTQの人やその周りの人達が参加しやすい交流会）を開催する。	(A) 6月、9月、12月、3月 (B) 公共施設の会議室又は飲食店スペース (C) 2人	(D) SOGIに関して話したい市民など (E) 各回15人	50
(2) 生活・就労・健康に関する相談支援事業	イロイロ相談室（メールやオンラインによる個別相談）を実施する。	(A) 随時 (B) メール、Zoomなどのオンライン (C) 2人	(D) SOGIに関する相談を希望する市民など (E) 10人	0
(3) 心身の健康づくりに関するサービス事業	LGBTQの人でも安心して健康づくり・体力づくりなどフィットネスに取り組める場の設置に向けて開設委員会を発足させる。	本事業年度は実施予定なし	—	—
(4) 市民を対象としたマイノリティの理解促進事業	LGBTQやSOGIに関する絵本の読み聞かせ・原画展・交流イベントを開催する。	(A) 年1回 (B) 市内の貸しスペース又は図書館 (C) 3人	(D) LGBTQやSOGIに関心のある市民など (E) 50人	100

(5)調査・研究・報告、出版、及び図書・資料共有の場の設置等の情報発信事業	①：本法人ホームページにて、LGBTQやSOGIに関する書籍の紹介を行う。 ②：(4)のイベントと合わせてLGBTQやSOGIに関する書籍を配架する。	(A)①随時②年1回 (B)①本法人ホームページ②市内の貸しスペース又は図書館 (C)①1人②3人	(D)①②LGBTQやSOGIに関心のある市民など (E)①不特定多数②50人	—
(6)その他本法人の目的を達成するために必要な事業	本事業年度は実施予定なし。	—	—	—

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人きょうとイロ
(単位：円)

科目		金額	
I	経常収益		
	1. 受取会費		
	正会員受取入会金	77,000	
	正会員受取会費	33,000	
	賛助会員受取入会金	0	
	賛助会員受取会費	0	
	2. 受取寄附金	3,000	
	3. 受取助成金等	0	
	4. 事業収益		
	交流事業参加費	10,000	
	5. その他収益	0	
	経常収益計		123,000
II	経常費用		
	1. 事業費		
	(1) 人件費	0	
	人件費計	0	
	(2) その他経費		
	会場費	6,000	
	諸謝金	5,000	
	旅費交通費	5,000	
	会議費	2,000	
	印刷製本費	3,000	
	通信費	40,000	

	運搬・郵送費	3,000		
	消耗品費	0		
	支払手数料	1,000		
	その他経費計	65,000		
	事業費計		65,000	
2.	管理費			
(1)	人件費	0		
	人件費計	0		
(2)	その他経費	0		
	通信費	20,000		
	運搬・郵送費	0		
	消耗品費	0		
	その他経費計	0		
	管理費計		20,000	
	経常費用計		85,000	
	当期経常増減額			38,000
III	経常外収益			
1.	固定資産売却益			
	経常外収益計			0
IV	経常外費用			
1.	過年度損益修正損			
	経常外費用計			
	当期正味財産増減額			38,000
	設立時正味財産額			0
	次期繰越正味財産額			38,000

2027年度 活動予算書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人きょうとイロ

(単位：円)

科目		金額	
I	経常収益		
	1. 受取会費		
	正会員受取入会金	0	
	正会員受取会費	33,000	
	賛助会員受取入会金	0	
	賛助会員受取会費	0	
	2. 受取寄附金	0	
	3. 受取助成金等	0	
	4. 事業収益		
	交流事業参加費	20,000	
	5. その他収益	0	
	経常収益計		53,000
II	経常費用		
	1. 事業費		
	(1) 人件費	0	
	(2) 人件費計	0	
	(2) その他経費		
	会場費	102,000	
	諸謝金	10,000	
	旅費交通費	10,000	
	会議費	5,000	
	印刷製本費	10,000	
	通信費	0	

	運搬・郵送費	8,000		
	消耗品費	3,000		
	支払手数料	2,000		
	その他経費計	150,000		
	事業費計		150,000	
2.	管理費			
(1)	人件費	0		
	人件費計	0		
(2)	その他経費	0		
	通信費	0		
	運搬・郵送費	0		
	消耗品費	0		
	その他経費計	0		
	管理費計		0	
	経常費用計		150,000	
	当期経常増減額			△97,000
III	経常外収益			
1.	固定資産売却益			
	経常外収益計			0
IV	経常外費用			
1.	過年度損益修正損			
	経常外費用計			
	当期正味財産増減額			△97,000
	前期繰越正味財産額			38,000
	次期繰越正味財産額			△59,000